

歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書

令和3年3月3日

目 次

I	はじめに	1
II	歯科医師国家試験について	1
III	公募問題について	5
IV	歯科医師国家試験受験資格認定について	5
V	多数回受験者への対応について	6
VI	歯科医師国家試験のコンピュータ化について	6
VII	その他	6
VIII	おわりに	7

I はじめに

歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づき、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能」について行うこととされている。

前回の本部会報告書には、第9条の「知識及び技能」について「歯科医師臨床研修において、指導歯科医の下で診療に従事するのに必要な知識及び技能を問う水準とするべき」とあり、この原則に変わりはないと考える。

歯科医師国家試験は、昭和22年（第1回）が実施されて以来、これまで歯科医師を取り巻く社会情勢や学問の進展等に合わせて改善を重ね、質の向上に努めてきた。

平成29年12月には『「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書「歯科保健医療ビジョン」の提言』が公表され、この中で「これまで歯科医療機関及び歯科専門職種で完結していた歯科保健医療は、地域包括ケアシステム構築の観点から、現在の外来診療を中心とした提供体制に加えて、入院患者や居宅の療養者等への診療も含めた提供体制を構築することが必要となっている。その際は他職種や他分野との連携が必要となる。」と指摘されている。

また、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成のための制度整備に必要な課題等を取りまとめた「～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Dentistの法的位置づけについて～」が令和2年5月に公表され、今後、具体的な検討が進められる予定である。

このような状況下、令和元年8月に設置された医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会では、現行の歯科医師国家試験の評価を行うとともに、今後のあり方について7回にわたり議論を重ねた。

今般、議論の結果を、改善事項として取りまとめたので、ここに報告する。

II 歯科医師国家試験について

(1) 出題方法について

現行の歯科医師国家試験問題数は、必修問題80題、一般問題（総論）100題、一般問題（各論）80題、臨床実地問題100題の計360題である。

出題形式は、現在、Aタイプ（5つの選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、X2タイプ（5つの選択肢から2つの正解を選ぶ形式）、X3タイプ（5つの選択肢から3つの正解を選ぶ形式）、X4タイプ（5つの選択肢から4つの正解を選ぶ形式）、XXタイプ（5つの選択肢から正解数を指定せずに全ての正解を選ぶ形式）、LAタイプ

（6つ以上の選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、計算問題（数値を解答させる非選択形式）及び順序問題（治療手順等を解答させる非選択形式）を採用している。

必修問題は、「歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能」について問うものである。平成30年（第111回）試験から出題数を10題増やしたことにより統計的信頼性が高くなった一方で、良質な問題を必要数確保することが課題となっている。必修問題として問われる重要な事項は、過去の出題の有無に関わらず、受験者に知識の確認をする必要があるが、既出問題をそのまま再び出題することは、単なる暗記による解答を導きやすく、受験テクニックを助長するという指摘もあることから、試験委員会での推敲に要する負担が大きくなっている。問題に多様性を持たせ、出題内容に即した形式を柔軟に選択できるよう、必修問題の形式については現行のAタイプに加えてX2タイプを採用し、問題数は現行の80題を維持する。

なお、X2タイプは、正しい知識を有しているかをより適切に問うことができる問題に採用し、出題数や必修問題としての適切性について十分に検討する。

一般問題と臨床実地問題については、これまでの実施状況の分析結果等を踏まえ、現行の出題数と形式を引き続き採用するが、近年の診療参加型臨床実習の充実による成果をより適切に評価できるよう、タクソノミーの高い出題を一層推進していく。

また、XXタイプは、今までと同様に正答及び誤答を正しく把握しなければいけない問題等に使用し、前回の本部会報告書の提言により採用されたX3タイプ、X4タイプ、LAタイプ、計算問題及び順序問題の使用に際しては、引き続き、問題の質を検討する必要がある。

（2）合格基準について

＜絶対基準と相対基準について＞

現行の歯科医師国家試験は、合格基準に絶対基準と相対基準を採用している。必修問題は、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能を有する者を識別する目的で出題されていることから、絶対基準を用いた合格基準を設定しており、一般問題と臨床実地問題は、合格率の乱高下を防ぎ、毎年、一定の知識・技能を持つ者を確保できるよう、相対基準を採用している。

過去の受験状況を分析した結果、絶対基準と相対基準については、各々の基準がその機能を果たしていると評価した。また、相対基準の評価方法については、歯科医師として必ず具有すべき知識及び技能を有していることを重視した現在の方法に一定の合理性があるとして採用を継続するが、より適切な合格基準の設定に向けた検討を、今後も続けていく必要がある。

<領域について>

現行の歯科医師国家試験は、バランスの取れた知識・技能を有する歯科医師を確保する観点から、必修以外の問題を3つの出題領域（領域A「歯科医学総論」、領域B「歯科医学各論」のうちの「各論ⅠとⅡ」、領域C「各論Ⅲ～Ⅴ」）に分け、領域毎に基準点を設けて全領域で基準点に達することを求めている。

一方で、今後、より臨床に即した問題やタクソノミーの高い問題の出題が推進されることにより、複数の領域の項目を含む領域横断的な出題が増加し、領域を細分化する意義が薄れることが考えられる。

また、受験状況の分析結果から、領域の細分化により各領域の総問題数が少なくなると、偶発的な要因で不合格となるリスクが高まる可能性があることが指摘された。

上記を踏まえ、現在の3領域別の合格基準を見直し、総論と各論の2領域それぞれに合格基準を設定することとする。作問においては、総論と各論の出題内容が適切に差別化されるよう留意する必要がある。

<臨床実地問題の配点について>

臨床実地問題は、診療参加型臨床実習で培った問題解決能力を一般問題と比べて、より必要とすることから、引き続き重みを置いて評価を行う。

(3) 出題基準について

歯科医師国家試験出題基準は、歯科医師国家試験で出題する妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、臨床研修歯科医師として必要な知識・技能について、その内容を具体的な項目によって示したものである。

また、出題基準は、ブループリント（歯科医師国家試験設計表）で出題割合を示し、合格基準にもその領域を採用している。

<社会的課題への対応>

平成28年に公表された前回の本部会報告書においては、社会情勢の変化に合わせて、次の項目の充実を図るとした。

- ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容
- ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容
- ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科診療に関する内容
- ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容

これらの項目は、歯科医師になる者にとって、引き続き重要な知識・技能である

ことに変わりがないことから、今後も充実を図り出題を行っていく。

また、近年の歯科医療をめぐる状況や歯学教育における教授内容を踏まえ、下記項目についても出題を行う。

- ・ 歯科医師として必要な和漢薬を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容。
- ・ 医療のグローバル化に伴い歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容。

<出題基準の項目付けについて>

出題基準の項目を決定する際には、診療参加型臨床実習で経験する内容を考慮し、特に専門性の高い小児歯科学や矯正歯科学、口腔外科学に関する内容は、実際の臨床で遭遇する頻度等を踏まえて疾患等の位置付けを行い、出題割合を決定する必要がある。

近年、高齢者や有病者の歯科診療に関する問題の充実が図られてきたが、その特殊性ばかりに着目せず、基本的な歯科診療についての知識・技能の習得を前提に、その特性に応じた歯科診療および歯科診療上の留意点が身に付けられるよう、出題基準の項目の位置付けや作問においては留意する必要がある。

<共用試験や他の制度との関係について>

近年、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性が求められるようになり、令和2年5月には「～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて～」の報告書が公表された。

今後、公的化に向けて共用試験 CBT や共用試験実習前 OSCE の具体的な検討が始まるが、将来的には、臨床実習開始前に習得すべき知識については共用試験で出題し、国家試験では、診療参加型臨床実習で培った能力を評価できるような出題を行うこと、また、それに伴い出題範囲を絞ることについて議論を始める必要がある。

歯学教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師臨床研修の到達目標とも整合性を図りつつ、出題基準の項目付けや合格基準についても検討を行う必要がある。

共用試験臨床実習前 OSCE と同様に、臨床実習終了後の技能および態度を評価する歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）についても、一貫した歯科医師養成の観点から、その重要性が指摘されている。先にスタートした共用試験臨床実習前 OSCE や今後の Post-CC PX の成熟状況を見ながら、将来的な国家試験への導入について検討を行うことが望まれる。

Ⅲ 公募問題について

良質で画一化されていない試験問題を一定数プールする目的で全国の歯科大学・歯学部に対し試験問題の公募を開始したが、問題冊子の持ち帰りが可能になったことや試験委員会で推敲に要する負担が大きいことから、現在は、視覚素材を用いた問題もしくは視覚素材のみを公募している。

毎年、多数の応募があるものの、実際に出題される問題は増えておらず、その理由として、出題に適する問題が少ないことや、うまく活用できていないことが挙げられた。

作問に必要な視覚素材を確保する観点から、視覚素材のみの公募は継続するが、応募する際の留意事項をより詳細にわかりやすくするとともに、応募者がその視覚素材の状況設定や意図等、作問に資する内容を記載し、活用しやすいよう取り扱いを見直す。

Ⅳ 歯科医師国家試験受験資格認定について

現在、外国の歯科大学（歯学部）を卒業した者、または歯科医師免許を取得した者が我が国で歯科医師国家試験の受験資格を得るには、厚生労働大臣による認定が必要とされており、基準に基づく書類審査によって、「本試験資格認定見込み」、「予備試験資格認定」または「不認定」のいずれかとなる。

「予備試験資格認定」を受けた者は、筆記と実技試験による「歯科医師国家試験予備試験」に合格後、1年以上の実地修練を終了してから歯科医師国家試験の受験が可能となるが、「本試験資格認定見込み」を受けた者は、我が国の歯科医学校を卒業した者と同等以上とみなされ「日本語診療能力調査」に合格すると、「本試験認定」を受け、歯科医師国家試験を受験することができる。

近年、我が国の卒前教育を取り巻く状況は、大きく変化している。平成17年から正式実施を始めた共用試験は、平成29年には全歯科大学・歯学部が参加し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく診療参加型臨床実習を終了した学生が歯科医師国家試験を受験するようになった。

このような我が国の卒前教育の充実や現状の「本試験認定」を受けた者の歯科医師国家試験の受験結果を踏まえ、日本語診療能力調査の合格基準を見直すとともに、調査内容についても、社会状況や医療保険制度等、我が国の特殊性を踏まえたものとし、我が国で診療参加型臨床実習を終了した学生と同等に日本語で歯科診療を行うことが可能である者をより適切に識別できるよう改善する。

また、共用試験の公的化についての検討と併せて、「歯科医師国家試験予備試験」

や「日本語診療能力調査」に代わって共用試験臨床実習前 OSCE や Post-CC PX を活用することについても、今後、検討する必要がある。

V 多数回受験者への対応について

これまでも多数回受験者に対する受験回数制限の導入等については検討が行われてきたが、特段の対応がなされてこなかった。今回、改めて議論を行ったものの、現状では、国家試験合格後、臨床研修歯科医師として歯科医業に従事するうえで、多数回受験者が新卒者と比べて問題があるといった事実が確認できないことから、受験回数制限等の導入は行わないこととする。

ただし、臨床実習を終えて長期間経過した後に歯科医師国家試験に合格した者の臨床能力について不安視する意見があることやシームレスな歯科医師養成の観点からも、臨床研修歯科医師として診療に従事するに足る臨床能力を新卒者と同等に有していることを担保できるよう、共用試験臨床実習前 OSCE や Post-CC PX を課す等の仕組みを検討する必要がある。

効果的に臨床研修が実施できるよう、臨床実習を終了してから一定期間が経過した者に限らず、現在の診療参加型臨床実習開始前のカリキュラムによる実習を終えた者等についても対象とする等の議論が必要である。

VI 歯科医師国家試験のコンピュータ化について

歯科医師国家試験のコンピュータ化によって、動画や音声を用いた、より臨床現場に即した、質の高い出題が期待できる。また、災害時や感染症の感染拡大時等、現行の体制では試験の実施が困難な状況においても、複数回の試験の実施等、柔軟な対応が可能となるという意見がある。

共用試験 CBT と同様の方法で試験を実施することを想定すると、受験者毎に異なる問題の出題が可能な大量の問題数の確保や、それに伴う問題の非公開化等についても検討が必要である。

検討にあたっては、医師国家試験等での議論の状況や共用試験 CBT を実施する公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の実績等を参考にして、今後、課題を整理していく必要がある。

VII その他

国家試験終了後に、出題した問題の妥当性等について検討を行う際は、試験委員だけでなく、第三者による客観的な評価が行われるようにすることが重要である。

VIII おわりに

本部会の提言事項については、医道審議会歯科医師分科会の意見を踏まえ、可能な事項については早期に改善を行い、出題基準の改定状況を踏まえつつ、第 116 回歯科医師国家試験（令和 5 年）から適用できるよう努める。

歯科医師国家試験に合格した者が良質な歯科医療を提供できるよう、今後も国家試験のあり方について議論を継続し、定期的に見直しを行っていく必要がある。

歯科医師国家試験改善検討部会報告書概要

● 歯科医師国家試験について

(1) 出題方法について

- **必修問題**：出題内容に即した形式を柔軟に選択できるようAタイプに加えて**X2タイプを採用し、問題数は80題を維持**する。
- **一般問題と臨床実地問題**：現行の出題数と形式を引き続き採用し、**タクソノミーの高い出題を一層推進**していく。

(2) 合格基準について

- **絶対基準と相対基準**：現行の基準を継続して採用するが、より適切な合格基準の設定に向けた検討を今後も続ける。
- **領域**：現在の3領域別の合格基準を見直し、**総論と各論の2領域別に合格基準を設定**する。領域毎の出題内容の差別化を図る。
- **臨床実地問題の配点**：引き続き**重みを置いて評価**する。

(3) 出題基準について

- **社会的課題への対応**：前部会報告書で充実を図るとした「高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容」、「地域包括ケアシステムの推進や多職種連携に関する内容」、「口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科診療に関する内容」「医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容」については、今後も充実を図る。
 - ・ **歯科医師として必要な、和漢薬を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容。**
 - ・ **医療のグローバル化に伴い、歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容。**上記についても、近年の歯科医療を巡る状況や歯学教育の教授内容を踏まえ出題を行う。
- **出題基準の項目付け**：**臨床実習で経験する内容を考慮**し、特に専門性の高い**小児歯科や矯正歯科、口腔外科に関する内容は、臨床で遭遇する頻度等を踏まえて**疾患等の位置付けを行う必要がある。
- **共用試験や他の制度との関係**：将来的には、**共用試験と国家試験で出題内容を棲み分けし、出題範囲を絞る**ことについて議論を始める必要がある。
- **歯学教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師臨床研修の到達目標とも整合性を図り**つつ、出題基準の項目付けや合格基準についても検討を行う必要がある。

- 共用試験臨床実習前OSCEと同様に、**歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post-CC PX)についても、将来的な国家試験への導入について検討を行う**ことが望まれる。

● 公募問題について

- **視覚素材のみの公募は継続し、作問に活用し易いよう取り扱いを見直す。**

● 受験資格認定について

- 日本語診療能力調査の**合格基準を見直し、調査内容についても、改善**する。
- 「歯科医師国家試験予備試験」や「日本語診療能力調査」に代わって**共用試験臨床実習前OSCEやPost-CC PXを活用すること**についても今後、検討する必要がある。

● 多数回受験者への対応について

- **受験回数制限等の導入は行わない。**
- ただし、臨床実習終了時から長期間経過した者や現在の診療参加型臨床実習前のカリキュラムによる実習を終えた者に**共用試験前OSCEやPost-CC PXを課す等の検討**が必要である。

● 歯科医師国家試験のコンピューター化について

- より臨床現場に即した出題が期待でき、災害時や感染症の感染拡大時等に柔軟な対応が可能となる。
- 問題数の確保や非公開化等についても、共用試験CBTを実施する公益社団法人大学間共用試験実施評価機構の実績等を参考に、今後、課題を整理していく必要がある。

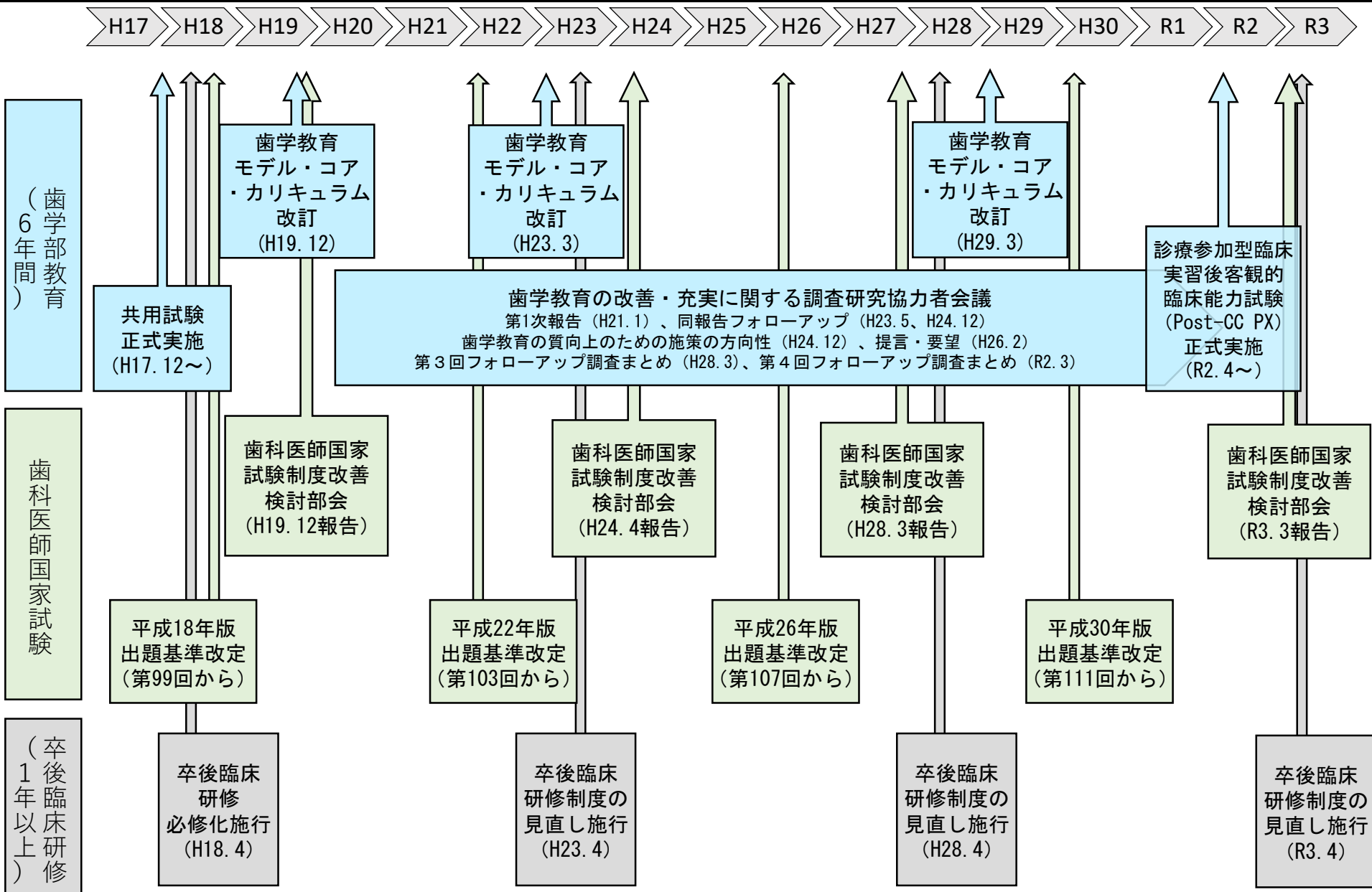
● その他

- 国家試験終了後、試験委員だけでなく**第三者による客観的な問題の評価が行われるようにする**ことが重要である。

● おわりに

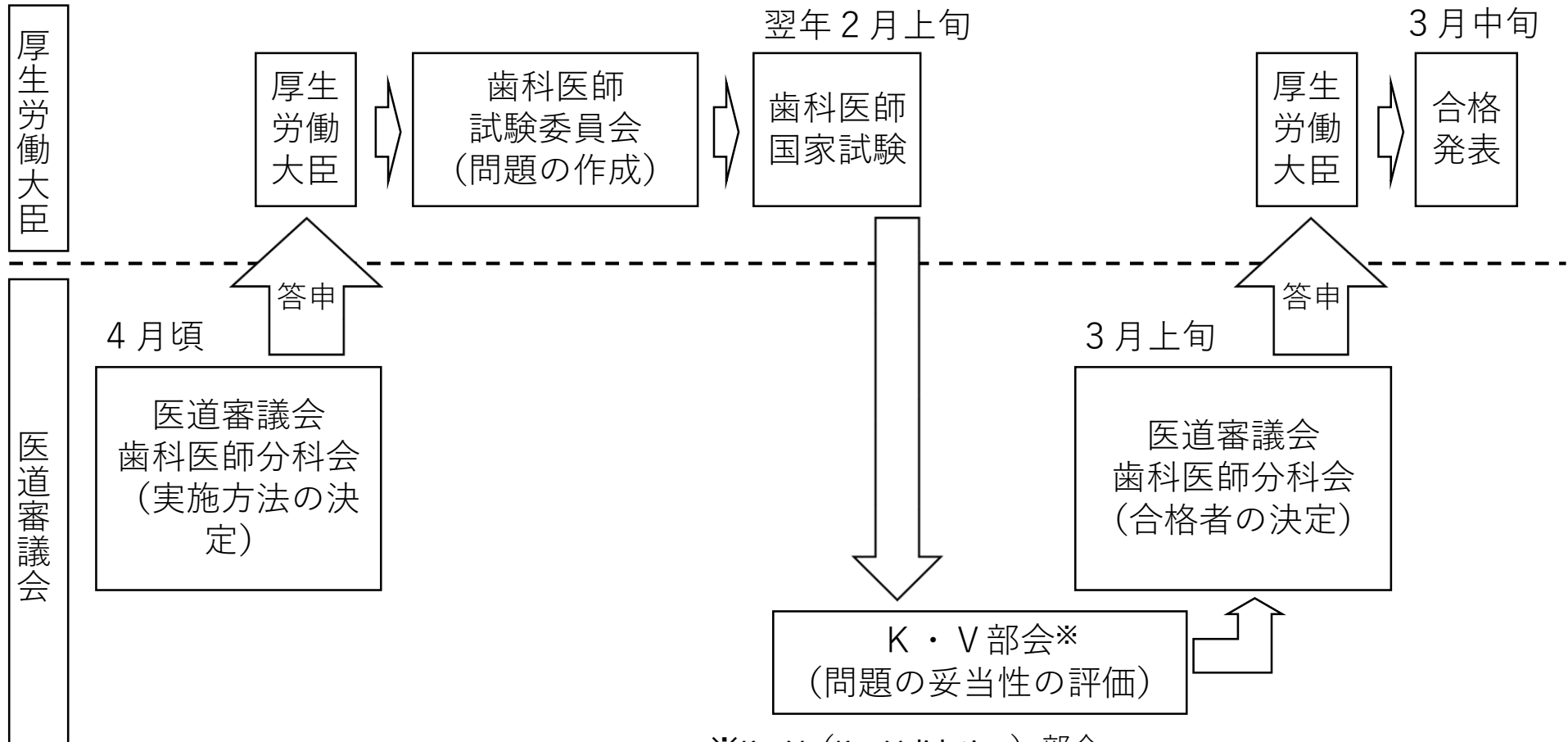
早期に改善を行い、**第116回試験（令和5年）から適用**できるよう努める。

卒前・卒後の歯科医学教育を巡る近年の動き



歯科医師国家試験の実施・見直しに関する大まかな流れ

おおむね4年に1度国家試験の実施方法を改善し、その後、おおむね4年に1度出題範囲（出題基準）の内容を改善を行っている。今年度、実施方法の改善については議論が行われている。



※K・V（Key Validation）部会

医道審議会歯科医師分科会の下に設置されており、試験の実施結果を踏まえ、問題の妥当性を検討している。

平成30年版歯科医師国家試験出題基準（概要）

歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づいて、「临床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について」行われる。第9条にいう「知識と技能」とは、臨床研修歯科医師として歯科医療に第一歩を踏み出し、指導歯科医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であるとする。

その内容を具体的な項目によって示したのが、歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）である。歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、歯科医師試験委員は、この基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

ブループリント（歯科医師国家試験設計表）

「必修の基本的事項」（約22%）

1	医の倫理と歯科医師のプロフェッショナリズム	約2%
2	社会と歯科医療	約11%
3	チーム医療	約3%
4	予防と健康管理・増進	約5%
5	人体の正常構造・機能	約16%
6	人体の発生・成長・発達・加齢	約5%
7	主要な疾患と障害の病因・病態	約12%
8	主要な症候	約10%
9	診察の基本	約7%
10	検査・臨床判断の基本	約11%
11	初期救急	約2%
12	治療の基礎・基本手技	約13%
13	一般教養的事項	約3%

「歯科医学総論」（約28%）

総論Ⅰ	保健・医療と健康増進	約21%
総論Ⅱ	正常構造と機能、発生、成長、発達、加齢	約17%
総論Ⅲ	病因、病態	約9%
総論Ⅳ	主要症候	約4%
総論Ⅴ	診察	約7%
総論Ⅵ	検査	約13%
総論Ⅶ	治療	約16%
総論Ⅷ	歯科材料と歯科医療機器	約13%

「歯科医学各論」（約50%）

各論Ⅰ	成長・発育に関連した疾患・病態	約20%
各論Ⅱ	歯・歯髄・歯周組織の疾患	約24%
各論Ⅲ	顎・口腔領域の疾患	約24%
各論Ⅳ	歯質・歯・顎顔面欠損と機能障害	約24%
各論Ⅴ	高齢者等に関連した疾患・病態・予防	約8%
ならびに歯科診療		約8%

※ 歯科医学各論において、出題割合の約6%を歯科疾患の予防・管理に関する項目から出題する。

歯科医師国家試験制度改善の概要（出題数・出題内容・合格基準）

制度改善の項目		平成24年4月 (平成26年(第107回))	平成28年3月 (平成30年(第111回))	令和3年3月 (令和5年(第116回))
出題数 (必修問題)		365題 (70題)	360題 (80題に増加)	360題 (80題)
出題内容 (全体)		高齢者等への対応に関する出題、歯科疾患の予防管理に関する出題、社会保障制度に関する出題、口腔と全身疾患との関係に関する出題、救急災害時の歯科保健対策・法歯学に関する出題を充実。	将来を見据え、社会情勢の変化に合わせて、次の項目の充実を図る。 ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科治療の変化に関する内容 ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容 ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科治療に関する内容 ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容	近年の歯科医療を巡る状況や歯学教育の教授内容を踏まえ、前部会報告書で充実を図るとした内容に加え、次の項目も出題を行う。 ・歯科医師として必要な、和漢薬を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容 ・医療のグローバル化に伴い、歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容
合格基準	必修問題	絶対基準での評価	絶対基準での評価を継続	絶対基準での評価を継続 出題内容に即した形式を柔軟に選択できるようAタイプに加えてX2タイプを採用
	一般問題 臨床実地問題	受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識・技能を有している者を適切に評価すべき。	受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識及び技能を有している者を適切に評価するために採用している現在の方法を継続。	現行の出題数と形式を引き続き採用し、タクソミーの高い出題を一層推進していく。現在の3領域別の合格基準を見直し、総論と各論の2領域別に合格基準を設定する。
	禁忌肢問題	従来通り運用 偶発的な要因で不合格とならないよう配慮	禁忌肢を含む問題は出題を行わない。患者に対して重大な障害を与える治療や手技、ショック時等の緊急時における誤った対応、法律に抵触する行為、職業倫理に反する行為等に関する内容は今後も内容を充実させた上で、引き続き出題。	出題を行わない。
	必要最低点	歯科医師国家試験の領域を構成するグループ別に必ず得点しなければならない最低点を設定すべき	他の合格基準で歯科医師として必要な知識及び技能については確保されており、今後は運用を行わない。	運用を行わない。

試験の時間割と解答時間

- ・ 幅の広い出題を可能にするため、午前の冊子、午後の冊子ともに必修問題・一般問題・臨床実地問題を均等に出題させる。

	現在
	出題数
必修問題	80問
一般問題	180問
臨床実地問題	100問
合計	360問

試験日	出題区分と試験時間		合計時間
1 日目	A (135分)	B (135分)	4 時間30分
2 日目	C (135分)	D (135分)	4 時間30分
出題内容 問題数	必修問題・一般問題：合計65問 (1 問当たり約65秒) 臨床実地問題：25問 (1 問当たり約 2 分40秒)		

<Aタイプ>

5つの選択肢の中から1つの正解を選ぶ形式

<X2、X3、X4タイプ>

5つの選択肢の中から2～4つの正解を選ぶ形式

<XXタイプ>

5つの選択肢の中から複数の正解を選ぶ形式

<LAタイプ>

6～10の選択肢から1つの正解肢を選ぶ形式

<計算問題>

医薬品の処方（用法・用量等）や検査値等、数値を計算により解答させる形式

<順番問題>

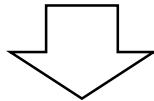
治療手順等を正しい順に解答させる形式

歯科医師国家試験の変遷

回 数			83～86	87～90	91～94	95～98	99～102	103～106	107～110	111～115	116～	
年			H 2 ～ 5	6 ～ 9	10～13	14～17	18～21	22～25	26～29	30～ R 4	5 ～	
年間試験実施回数			1 回									
筆記試験の実施日数			1. 5 日		2 日							
試験内容	試験科目	基 礎		(総論に含まれる)		歯科医学・歯科保健医療総論、 歯科医学・歯科保健医療各論 (科目別出題の廃止)			歯科医学総論、歯科医学各論			
		臨床	学 説	8 科目（口腔外科、 保存、補綴、矯正、 口腔衛生、小児歯 科、歯科放射線、歯 科医学・医療総 論）								
		実技 (実地)		昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地								
		臨床実地		60問		80問	100問	105問		100問		
		必修					30問	50問	70問	80問		
		計	科 目	8		平成 9 年に科目別出題が廃止、平成10年以降は領域別出題						
			設問数	280問		280問	330問	365問	365問	360問		
	試験方法	解答形式		昭和51年以降は客観的多肢選択形式を採用、 105回以降は計算問題を追加							平成30年にX3、X4、 順序問題を追加	
		実技 (試験 実地)	口腔外科	昭和50年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用								
			保 存	昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用								
			補 綴	昭和57年に廃止、昭和58年以降は臨床実地問題を採用								
	禁忌肢						平成14年に導入、平成30年以降は廃止					

一般問題（必修問題を含む）を1問1点、臨床実地問題を1問3点とし、以下の全てを満たすことが必要。

- ① 領域A（総論）
- ② 領域B（各論Ⅰ～Ⅲ）
- ③ 領域C（各論Ⅳ～Ⅵ）



- ① **領域A（総論）**
- ② **領域B（各論）**

相対基準

受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識及び技能を有している者を適切に評価するために採用している現在の方法を引き続き採用する。

- ③ 必修問題

絶対基準

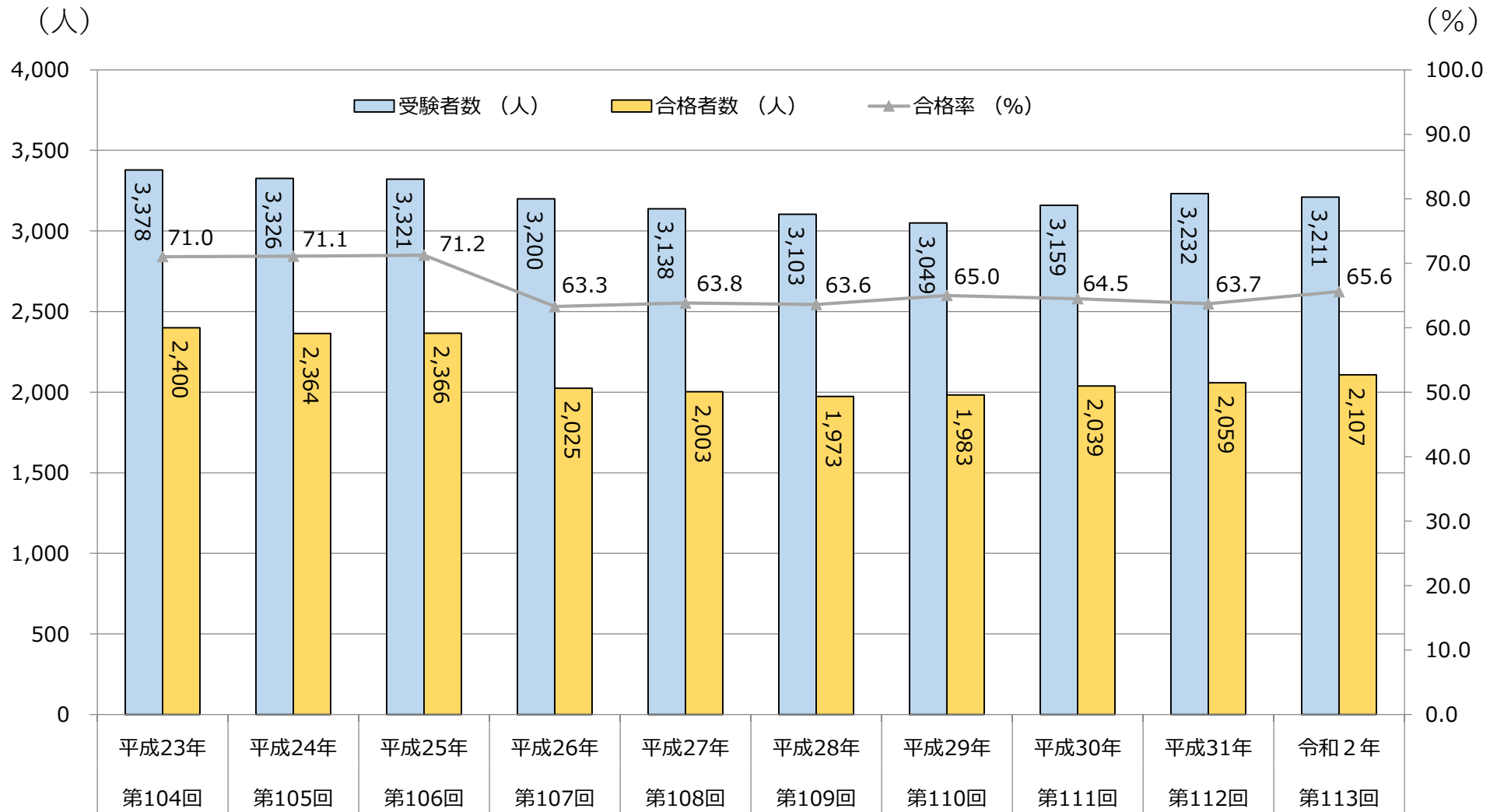
必修問題は、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識・臨床能力を有する者を識別する目的で出題されており、引き続き絶対基準での評価を継続する。

歯科医師国家試験 合格者数等の推移

回 数	施行年月日	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
第104回	平成 23 年 2 月 5 ～ 6 日	3,378 (2,356)	2,400 (1,928)	71.0 (81.8)
第105回	平成 24 年 2 月 4 ～ 5 日	3,326 (2,311)	2,364 (1,882)	71.1 (81.4)
第106回	平成 25 年 2 月 2 ～ 3 日	3,321 (2,373)	2,366 (1,907)	71.2 (80.4)
第107回	平成 26 年 2 月 1 ～ 2 日	3,200 (2,241)	2,025 (1,642)	63.3 (73.3)
第108回	平成27年1月31日～2月1日	3,138 (1,995)	2,003 (1,457)	63.8 (73.0)
第109回	平成 28 年 1 月 30 ～ 31 日	3,103 (1,969)	1,973 (1,436)	63.6 (72.9)
第110回	平成 29 年 2 月 4 ～ 5 日	3,049 (1,855)	1,983 (1,426)	65.0 (76.9)
第111回	平成 30 年 2 月 3 ～ 4 日	3,159 (1,932)	2,039 (1,505)	64.5 (77.9)
第112回	平成 31 年 2 月 2 ～ 3 日	3,232 (2,000)	2,059 (1,587)	63.7 (79.4)
第113回	令和 2 年 2 月 1 ～ 2 日	3,211 (1,995)	2,103 (1,583)	65.6 (79.3)

※ () 内は新卒者を示す

歯科医師国家試験の合格率等の推移



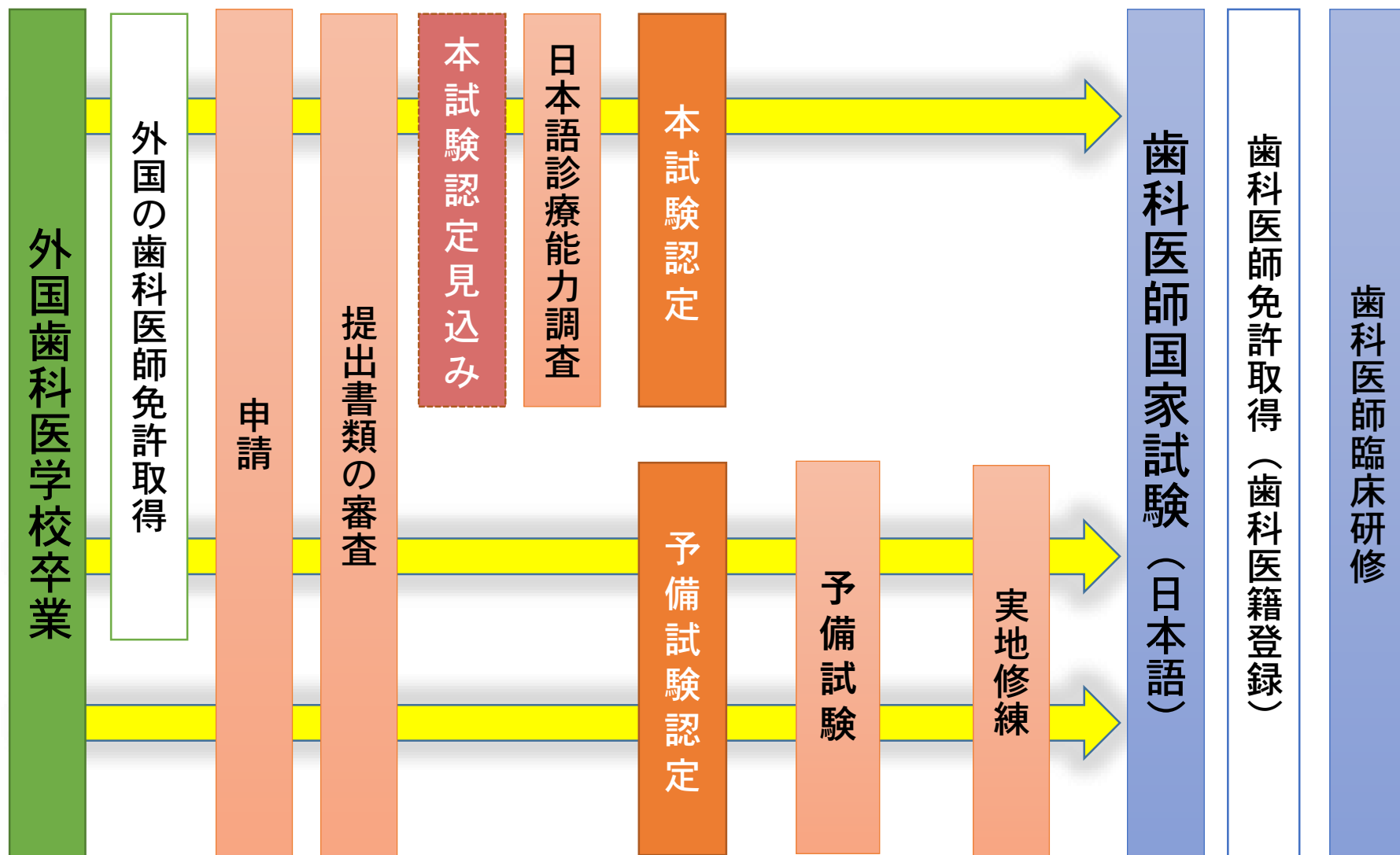
歯科医師国家試験 男女別合格者等の推移

					男女別合格率（％）	
回数		総数	男性	女性	男性	女性
第109回 (平成28年)	受験者数（人）	3,103	1,984	1,119	59.6	70.6
	男女比（％）		(63.9)	(36.1)		
	合格者数（人）	1,973	1,183	790		
	男女比（％）		(60.0)	(40.0)		
第110回 (平成29年)	受験者数（人）	3,049	1,952	1,097	61.7	71.0
	男女比（％）		(64.0)	(36.0)		
	合格者数（人）	1,983	1,204	779		
	男女比（％）		(60.7)	(39.3)		
第111回 (平成30年)	受験者数（人）	3,159	1,924	1,235	60.4	71.0
	男女比（％）		(60.9)	(39.1)		
	合格者数（人）	2,039	1,162	877		
	男女比（％）		(57.0)	(43.0)		
第112回 (平成31年)	受験者数（人）	3,232	1,971	1,261	60.0	69.5
	男女比（％）		(61.0)	(39.0)		
	合格者数（人）	2,059	1,183	876		
	男女比（％）		(57.5)	(42.5)		
第113回 (令和2年)	受験者数（人）	3,211	1,949	1,262	62.3	70.7
	男女比（％）		(60.7)	(39.3)		
	合格者数（人）	2,107	1,215	892		
	男女比（％）		(57.7)	(42.3)		

第113回歯科医師国家試験 卒業年次別受験者数・合格者数・合格率

卒業年次		受験可能回数	受験者数 (人)	構成比（％）	合格者数 (人)	合格率（％）
新卒	平成31年4月～ 令和2年3月	1回	1995	62.1	1583	79.3
既卒	平成30年4月～ 平成31年3月	2回	501	15.6	308	61.5
	平成29年4月～ 平成30年3月	3回	256	8.0	119	46.5
	平成28年4月～ 平成29年3月	4回	169	5.3	58	34.3
	平成27年4月～ 平成28年3月	5回	94	2.9	19	20.2
	平成26年4月～ 平成27年3月	6回	41	1.3	6	14.6
	平成25年4月～ 平成26年3月	7回	32	1.0	5	15.6
	平成24年4月～ 平成25年3月	8回	13	0.4	0	0.0
	平成23年4月～ 平成24年3月	9回	12	0.4	1	8.3
	平成23年3月以前	10回以上	98	3.1	8	8.2
	計			1,216	37.9	524
総計			3,211	100.0	2,107	65.6

【歯科医師国家試験受験資格認定】



歯科医師国家試験受験資格認定の基準について

		歯科医師国家試験受験資格認定	歯科医師国家試験 予備試験受験資格認定
外国 歯科医 学校の 修業 年数	歯科医学校の 入学資格	高等学校卒業以上（修業年数12年以上）	
	歯科医学校の教育 年限及び履修時間 (大学院の修士課程、 博士課程等は 算入しない)	6年以上（進学課程；2年以上、専門課程；4年以上）の一貫した専門教育（4500時間以上）を受けていること。 ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。	5年以上（専門課程；4年以上）であり、専門科目の履修時間が3500時間以上で、かつ一貫した専門教育を受けていること。
	歯科医学校卒業までの修業年限	18年以上 (教育年限が5年以上の場合は17年以上)	17年以上
歯科医学校卒業からの年数		10年以内（但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く）	
専門科目の成績		良好であること	
教育環境		大学付属病院の状況、教員数等が 日本の大学とほぼ等しいと認められること	大学付属病院の状況、教員数等が 日本の大学より劣っているものでないこと
歯科医学校卒業後、当該国の 歯科医師免許取得の有無		取得していること	取得していなくてもよい
日本語能力		日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。）の認定を受けていること	

○ 試験科目

(1) 学説試験第一部試験

解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学および衛生学

(2) 学説試験第二部試験

口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学および小児歯科学

(3) 実地試験

口腔外科学、保存学、補綴学および矯正学

○ 試験内容

(1) 学説試験

各科目につき、多肢選択式問題と用語の組合せや穴埋め等の問題となっている。

(2) 実地試験

人工歯を用いた根管孔明示や総義歯の人工歯排列、エックス線写真・口腔内写真や歯列模型等を用いた診断や治療方針等を問う問題となっている。

歯科医師国家試験受験資格認定等の状況

年度	受験資格認定の状況		予備試験の実施状況								
	本試験 認定者数 (名)	予備試験 認定者数 (名)	学 説 試 験 第 一 部 試 験			学 説 試 験 第 二 部 試 験			実 地 試 験		
			受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)	受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)	受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
平成23年度	1	0	4	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
24	6	2	3	1	33.3	1	1	100.0	2	1	50.0
25	1	2	3	1	33.3	1	1	100.0	2	2	100.0
26	1	3	3	1	33.3	1	1	100.0	1	1	100.0
27	3	4	3	2	66.7	2	2	100.0	2	2	100.0
28	5	3	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
29	4	4	3	1	33.3	1	1	100.0	1	0	0.0
30	5	5	4	3	75.0	3	3	100.0	4	4	100.0
31	7	6	5	1	20.0	1	1	100.0	1	1	100.0
令和2年度	6	0	5	1	20.0	1	1	100.0	1	1	100.0